

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>富里市国民健康保険条例</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>39万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 削除</p>	<p>富里市国民健康保険条例</p> <p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>35万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金の額の特例)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る富里市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。</p>	<p>4 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金の額は、第6条第1項の規定にかかわらず、1件につき39万円とする。</p>